

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷2丁目19-7

氏名 株式会社長岡商店

代表取締役 長岡 俊一

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例第57条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年7月29日

豊島区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



- | | | |
|---|--------------|-----------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ |
| 2 | 事業の区分 | 収集・運搬(保管・積替えを除く。) |
| 3 | 運搬先 | 区長の指定する処理施設 |
| 4 | 作業場所 | 豊島区の区域内 |
| 5 | 許可期間 | 令和7年8月1日 から
令和9年7月31日 まで |
| 6 | 許可の条件 | |

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この決定について、不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、行政不服審査法
の規定により豊島区長に審査請求をすることができます。

2 この決定についての取消しを求める訴えは、この決定があつたことを知った日（前項の審査請求をした場合には、当該審査請
求に係る裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により豊島区を被告として（豊島区長が被
告の代表者になります。）提起することができます。